

議案第 27 号

生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正
する条例

生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年4月
生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長、副市長及び教育長を含み、地方公務員法（昭和25年法律第
261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若
しくは第2項の規定により採用された職員を除く」を「退職手当の支給の対象と
なる職員をいう」に改める。

第2条中「1,000分の30」を「1,000分の50」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。